

(参考)災害時にエネルギーを継続供給するための協定制度の創設

- 拠点地区において、災害時にエネルギーを継続供給するための施設の整備にあたっては、地区内関係者が連携するとともに、整備後のネットワークが一定期間維持されることが必要。
- 協定を締結することにより、大規模地震発生時に帰宅困難者が滞在する退避施設等にエネルギーが供給されることを担保することが可能となる。

エネルギー供給施設協定制度の創設

協定の内容(イメージ)

■ 協定締結者

- ・土地所有者
- ・当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者

(例:土地所有者、ビル所有者、エネルギー事業者等)

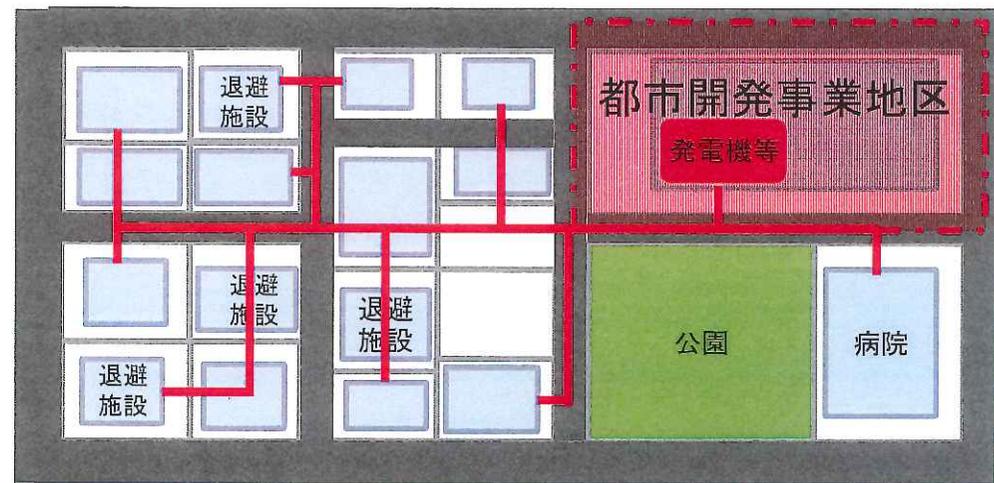
■ 協定の内容

- ・エネルギーを供給する区域、施設の位置
- ・施設及びその属する施設の構造に関する基準
- ・施設の規模、整備又は管理に関する事項
(施設の原則撤去禁止、災害時の優先供給等)
- ・協定の有効期間、協定に違反した場合の措置

協定の効果

土地所有者等が代わっても、後の土地所有者等に協定の効力が及ぶ(承継効)

適用検討地区(イメージ)



<エネルギーの面的ネットワークの整備>

■ 事業概要

都市開発事業区域内にエネルギー供給施設(コージェネレーションシステム(CGS))を整備し、地区内に電気、熱を供給するネットワークを整備

既存ストックを活用した市街地整備手法の創設(個別利用区制度の創設)

- 市街地再開発事業においては、現行制度上、既存建築物を残しながら事業を実施するためには施行地区内の関係権利者の全員の同意を得る必要がある。
- 今回の制度改正により、関係権利者の全員の同意によることなく、有用な既存建築物を残しつつ土地の整序を行い、散在する低未利用地を集約して有効活用することが可能となり、連続的な街並みの形成・にぎわいの創出が可能となる。

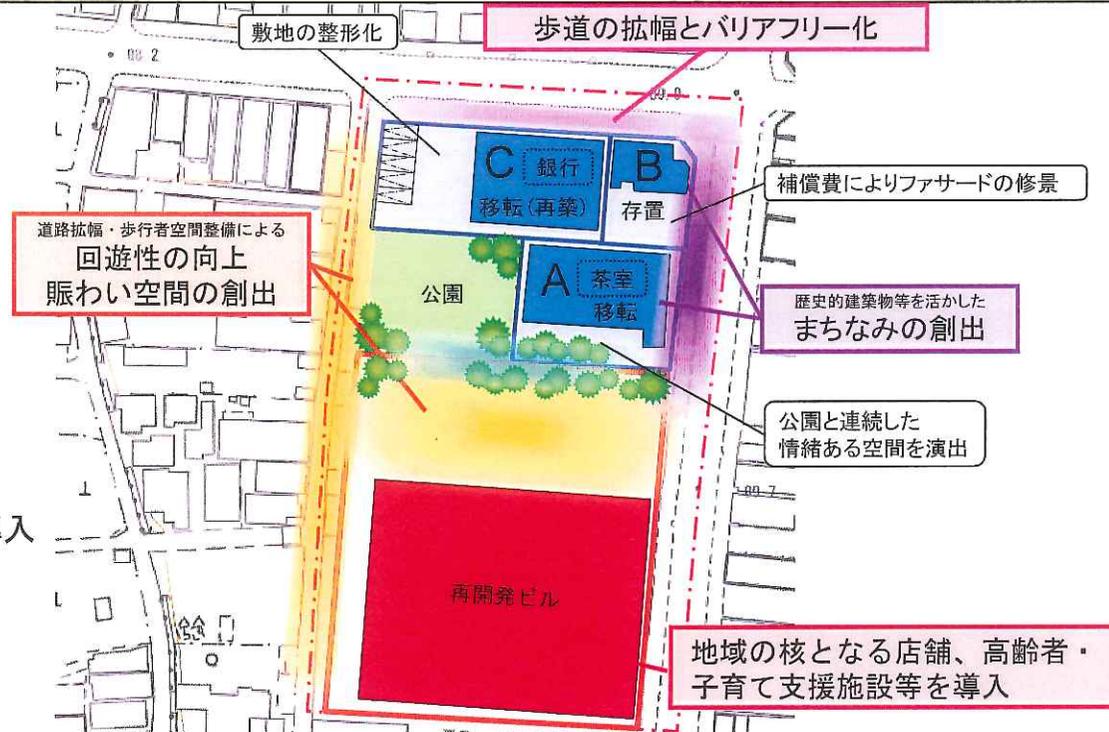
- 中心市街地にも関わらず、空き地や青空駐車場等の低未利用地が多い
- スーパー等の商業施設の老朽化

まちの賑わいが失われつつある状況



- 空き地等の集約
- 地域の核となる施設導入

- 文化的歴史的な建築物を保存・活用することで、まちなみを創出
- 地域の需要にあわせた規模の開発により、地域の核となる必要な都市機能(商業、医療・福祉、子育て施設)を導入し、道路整備と合わせた回遊性向上・賑わいの創出



【個別利用区の効果】

- A(茶室)： B(蔵)及び周辺の修景、整備と併せ、歴史的雰囲気のある、魅力ある街なみの創出で、集客増。
- B(蔵)： 存置されるとともに、道路整備の補償により、街なみの雰囲気にあった修景が可能。
- C(銀行)： 高度利用されている特徴を踏まえ、地区内に単独利用と敷地整序の再築が可能。